

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県綾瀬市上土棚北一丁目2番1号

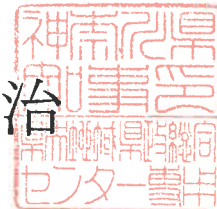
氏名 有限会社明和企業

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 森田 昌雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日

令和元年11月25日

(初回許可年月日 昭和55年11月25日)

許可の有効年月日

令和6年10月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）、金属くず（廃乾電池及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は

保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

設置場所 神奈川県綾瀬市上土棚北一丁目26番1外9筆

面積 18.8㎡

・廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類（石綿含有産業廃棄物） 保管面積 15㎡ 最大保管量 16㎡

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）） 保管面積 3.5㎡ 最大保管量 4㎡

・汚泥、金属くず（廃乾電池） 保管面積 0.3㎡ 最大保管量 0.2㎡

3. 許可の条件

なし

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

COPY

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 7 月 27 日

取扱い品目（積替・保管を含む。）の変更（品目の追加：汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）また、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）に変更）

令和 5 年 2 月 21 日

取扱い品目（積替・保管を含む。）の変更（品目の追加：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）、また、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類について（石綿含有産業廃棄物に限る。）に変更）

令和 元 年 11 月 25 日

更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

COPY